

1. 目的及び概要

本表彰は、農林水産省農林水産技術会議が主催し、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター(JIRCAS)が協賛するものであり、開発途上地域の農林水産業及び関連産業に関する研究開発に貢献する外国人研究者の一層の意欲向上に資することを目的とし、優れた功績を挙げた若手外国人研究者又は将来の技術革新等につながる優れた研究業績を挙げた若手外国人研究者に対して授与する。

2. 表彰対象となる研究分野

開発途上地域の農林水産業及び関連産業に関する研究を対象とし、食品産業分野及び環境分野も対象とする。

3. 表彰の対象者

2019 年 1 月 1 日時点において 40 歳未満であり、かつ、海外の研究機関又は大学に所属し、開発途上地域の農林水産業及び関連産業に関する研究開発の業務に従事する開発途上国または地域の国籍を有する研究者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする（注：過去に受賞を逃した者の再応募は妨げない）。

- (a) 開発途上地域の農林水産業及び関連産業の研究開発に優れた功績があり、将来が大きく期待される者
- (b) 開発途上地域の農林水産業及び関連産業の研究開発の業務において、将来の技術革新等につながる優れた研究業績があり、将来が大きく期待される者

なお、表彰の対象者は、日本で開催予定の表彰式及び成果発表会への出席が可能な者であることとする。

4. 受賞者数

受賞者は、3 名以内とする。

5. 表彰の内容

受賞者には、農林水産省農林水産技術会議会長から表彰状を授与する。

また、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター (JIRCAS) から 1 名につき 5 千米ドルの奨励金（褒（もたい）・JIRCAS 賞^注）を授与するとともに、表彰及び日本における成果発表のために日本に招へいする。

注 本表彰は、褒滋（もたいしげる）元農林水産技術会議会長の寄付金と、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター (JIRCAS) 若手農林水産研究者表彰協賛事業により実施している。

6. 申請方法

申請書類は「若手外国人農林水産研究者表彰申請書類作成要領」に従って作成し、推薦研究機関が郵送で提出する。また、選考会準備のため、ワープロソフトで作成した電子ファイルも推薦研究機関が電子メール添付で提出する。

推薦研究機関からの推薦は、支所も含めて 1 名に限るものとする。

1 研究機関から 2 名以上の推薦があった場合、事務局から各機関に対し候補者を 1 名に絞るよう要請し、事務局が指定した期限までに回答がない場合は、当該機関からの全ての申請を審査の対象から除外する。

申請書類とともに、候補者の業績内容を確認できる資料（最も重要な研究論文3編及びその他の技術解説書等）と候補者の研究に直接関連のある出版物全てのリストを提出すること。

申請書類記載事項において、本要項の記載事項及び所定の様式を満足しない場合、又は不実、虚偽の記載の事実等があった場合は、審査の対象から除外する。

7. 受賞者の決定方法

受賞者は、申請のあった者の中から、選考委員会における審査・選考を経た上で、農林水産技術会議会長が決定する。

8. 選考基準

選考委員会は、表彰の対象となる功績又は業績の審査・選考に当たっては、以下の各号の視点に留意するものとする。

- 研究開発の内容が、オリジナリティの高いものであること。
- 研究開発が、学会誌・雑誌等に論文が掲載される等、実績が客観的評価を得ているものであること。
- 研究開発の内容が、開発途上国の農林水産業及び関連産業の発展等に向けた普及・事業化に配慮がなされたものであること。
- 研究開発が、現時点においては完成度・普及性等が必ずしも十分ではなくても、将来的に大きな発展が期待され、革新的な技術・手法等につながると予見されるものであること。

9. 評価項目

選考委員会の評価では、(a)の各号に掲げる個別評価項目（オリジナリティ、研究開発のレベル、普及・実用化及び将来性）について評価を行うとともに、将来性等の総合所見を記入する。

(a) 個別評価項目における視点及び配点（合計 20 点）

- オリジナリティ（5 点）：研究開発の内容が、従来の概念にとらわれない着眼点のあるもの。論文以外に特許出願等も考慮する。
- 研究開発のレベル（5 点）：学会誌・雑誌等に論文が掲載される等、実績が客観的評価を得ているものであること。
- 普及・実用化（5 点）：研究開始から普及・事業化を見据えて取り組んでおり、関係者と連携（実証試験を行う、実需者の評価を受ける等）して研究を進めているものであること。
- 将来性（5 点）：研究開発が、現時点では基礎的研究であり実用化されていないが、将来的に大きな発展が期待され、革新的な技術・手法等につながることが見込まれるものであること。

(b) その他の留意事項

- 共同研究による研究成果の取扱いについては、候補者が当該研究テーマの遂行にどの程度貢献したかを共同研究者との相対的關係から評価する。
- 本来の企業活動の結果であっても、選考基準に該当する成果についてはそれを適正に評価する。
- 候補者の推薦研究機関に係る審査委員は、当該候補者の審査及び採点に加わらない。
- 日本の研究機関等での研究経験又は日本の研究機関等との共同研究の経験がある等、日本との関わりがある場合は、それを考慮することがある。

10. 申請から表彰までの日程

推薦研究機関からの申請書類提出期限

2019 年 3 月 22 日（金）

受賞者の決定

2019 年 8 月を予定

表彰の実施

2019 年 11 月頃を予定

情報入手先

国立研究開発法人 国際農林水産業研究センター

ホームページ：<https://www.jircas.go.jp/>

問合せ先

国立研究開発法人 国際農林水産業研究センター

e-メール：jaward2019@ml.affrc.go.jp TEL：029-838-6708

申請書類提出先

〒305-8686 茨城県つくば市大わし1-1

国立研究開発法人 国際農林水産業研究センター

企画連携部 情報広報室 若手外国人農林水産研究者表彰事務局